

# ご自宅からのe-Tax申告のご案内 (別添)

## 申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



### 確定申告書等作成コーナーなら 自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



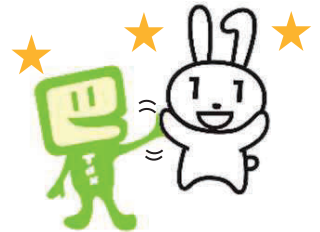
## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データ  
を利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



## さらに！e-Taxなら早期還付されます

## 相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

**0570-01-5901**

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

# 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

## ICカードリーダーライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、**マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！**

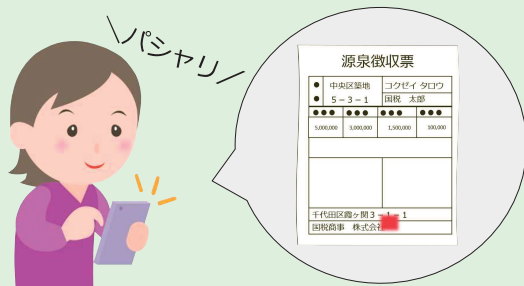
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダーライタ  
がなくてもOK



## スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、**金額や支払者情報などが自動で入力されます！**



## スマホ専用画面の対象範囲が拡大

### スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

#### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） **NEW**

#### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

## 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。  
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

## 自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から  
さらに広がる自動入力！

**注1** 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。  
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携  
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。



注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

# ～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

## STEP 1

### マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードの取得申請はこちら



## メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで各種証明書が取得できる

本人確認書類になる！

健康保険証と一体化予定  
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と一体化予定  
【令和6年度末】

## STEP 2

### マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの開設はこちら



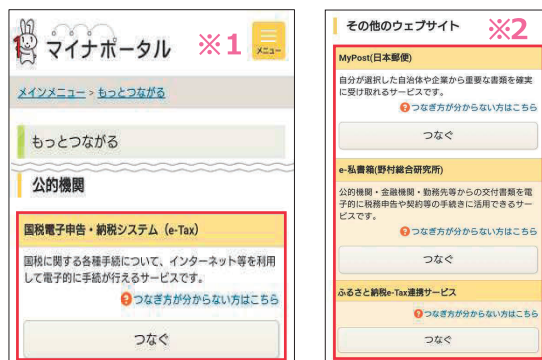
## STEP 3

### マイナポータルの「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューからマイナポータルとe-Tax（※1）及び民間送達サービス（※2）をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



## STEP 4

### 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。  
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます（発行元が対応している場合）。  
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら



## STEP 5

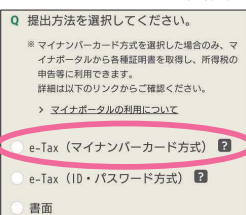
### 確定申告書等を作成

確定申告

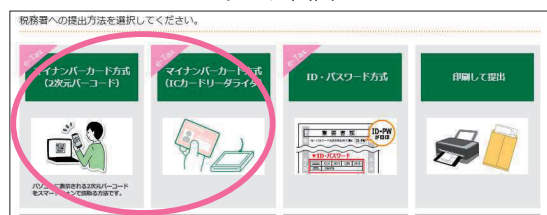


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。